

決 裁	専務理事	事務局長	係 員
年 月 日			

## 被保険者証紛失届兼「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」交付申請書

記号	84 -	番号		届出年月日	年 月 日
組合員自宅住所		電話番号(日中の連絡先) ( ) -			
組合員氏名					
個人番号					

下記の者は保険証を紛失したため、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の交付申請をします。

氏 名	生年月日	マイナンバーカードの 健康保険証利用登録の有無
	昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(資格情報のお知らせ) <input type="checkbox"/> 無(資格確認書)
個人番号		
	昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(資格情報のお知らせ) <input type="checkbox"/> 無(資格確認書)
個人番号		
	昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(資格情報のお知らせ) <input type="checkbox"/> 無(資格確認書)
個人番号		
	昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(資格情報のお知らせ) <input type="checkbox"/> 無(資格確認書)
個人番号		

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の郵送先を選択してください。(簡易書留郵便で郵送します。)

自 宅     事務所

令和6年12月2日より現行の保険証は新たに発行されなくなりました。マイナンバーカードの健康保険証利用登録を確認し、健康保険証利用登録有の方へ「資格情報のお知らせ」、健康保険証利用登録無の方へ「資格証明書」を交付いたします。

### ・マイナ保険証をお持ちの方(健康保険証利用登録有)

医療機関で「マイナンバーカード」(以下マイナ保険証)を提示することにより受診することができます。  
ただし医療機関の設備の関係上マイナ保険証で受診できない場合もございます。その場合、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することにより受診可能となっております。  
**なお「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。**

### ・マイナ保険証をお持ちでない方(健康保険証利用登録無)

現在の保険証同様、医療機関で「資格確認書」を提示することにより受診することができます。

東京都弁護士国民健康保険組合 理事長 殿

※組合員の身元確認書類(運転免許証等)の添付が必要です。  
※代理人(組合員本人以外)の方が申請を行う場合は、裏面の委任状と代理人及び組合員の身元確認書類(運転免許証等)の添付が必要です。

処 理 欄	紛失	交付

# 委任状

年 月 日

東京都弁護士国民健康保険組合 理事長 殿

委任者  
(組合員) 記号 84- 番号

氏名 印

私は下記の者を代理人として、下記事項の手続きを委任いたします。

## 委任事項

被保険者証紛失届兼「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」交付に関する手続きに

代理人 1. 組合員の家族 2. 法律事務所職員 3. その他( )

住所

氏名

※ 委任状は委任者本人(組合員)がすべてご記入ください。

※ 代理人の身元確認書類をお持ちください。

・1点のみで可能なもの(顔写真付き)

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、  
特別永住者証明書、運転経歴証明書 等

・2点以上必要なもの

資格確認書、年金手帳、介護保険証、医療受給者証、児童扶養手当証書 等